

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

名取市は、東北で唯一の政令指定都市で東北地方の玄関口である仙台市の南東に隣接するという恵まれた立地条件や、JR東北本線、仙台空港アクセス鉄道、高速自動車道が通る広域的なアクセスに優れた交通条件、仙台空港臨空都市の整備等を背景に、市制施行以降現在まで人口増加を続けているが、少子高齢化は着実に進展しており、今後、人口は減少傾向に推移するものと見込んでいる。

名取市は古くから沿岸部での漁業が盛んであり、漁港に水揚げされた水産物を扱った卸売業や水産加工品を製造する食料品製造業を中心に発展してきたが、近年、市西部地区の工業団地の整備に伴い、金属製品製造業をはじめとした製造事業者が集積し、本市の経済、雇用を支えている。

現在、地域、日本経済、中小企業をめぐる大きな環境の変化が起きているなか、市内の中小企業は、人手不足や経営者の高齢化、後継者不足等の様々な問題に直面しており、地域や中小企業の将来に対する危機感が高まっている。

このような地域独自の問題状況に即した中小企業への有効な施策の一つとして、市内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤の構築や担い手の育成、若い世代が後を引き継ぎたいと思えるような企業づくりをしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、消費の拡大と地域経済の活性につなげるような地域経済循環型の構築を目指すとともに、雇用の創出につなげる。

これらを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

名取市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が名取市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対

象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、再生可能エネルギー発電設備については、周辺地域における災害の防止及び重要な観光資源である景観や環境への調和など、配慮が特に必要であることを踏まえて、本計画の対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

名取市の産業は、市西部に位置する愛島西部工業団地から東部に位置する閑上水産加工団地、また名取駅周辺にも大規模な製造工場など広域に渡り立地している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

名取市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が名取市の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上の実現が必要である。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 専ら人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。